

浄化槽設置に際しての手続き等について

浄化槽設置に際しての手続き等における、いわゆる「放流同意」の扱いについて、お知らせします。

本市における浄化槽設置に際しての「放流同意」の扱いについては、浄化槽を設置して放流を行う施主側と、管理または所有する水路等に放流を受ける農業団体などのそれぞれの立場における法の適用や目的を尊重しながら、適宜見直しを行ってきたところです。

この経緯としましては、昭和 63 年 10 月 27 日付けの厚生省通知において、「放流同意書の添付を一律に求めることは法的に疑義がある」とされたことにより、平成 2 年に同意書の添付を廃止し事前協議方式に変更したのち、平成 13 年には協議書添付を廃止としています。

最終的には、令和 2 年に本市浄化槽指導要綱から「協議」に関する規定を削除しております。

しかしながら、過去に同意書の添付や協議を義務付けしていた経過等から、浄化槽設置業者や住民の皆様には、本来は任意的な性質を持つ協力金を強制的なものとして受け止められた面があり、皆様に誤解を与える運用があったことに対しお詫び申し上げます。

浄化槽法または建築基準法に基づく浄化槽設置に関する届出の際には、同意書・協議書等の添付の必要はなく、「同意や協議」の有無や成否にかかわらず、関係法令に留意し必要に応じて手続きを行うようお願いします。

なお、前述の昭和 63 年 10 月 27 日付けの厚生省通知を掲載していますので、ご参照ください。